

In brief

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

13 August 2014

個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)

論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、企業の個別財務諸表における子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理に、持分法を使用する選択肢を復活させるため、国際会計基準 (IAS) 第27号「個別財務諸表」を修正しました。

主な修正

本修正により、企業が個別財務諸表を作成する際は、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資を、次のいずれかにより会計処理することができます。

- (a) 取得原価による会計処理
- (b) 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号に従った会計処理
- (c) IAS第28号に規定される持分法を使用した会計処理

また、IASBは、個別財務諸表とは、次のいずれかに追加して作成する財務諸表であることを明確化しました。

- 子会社を有する企業の連結財務諸表
- 子会社を有さないが、関連会社または共同支配企業に対する投資を有しており、それらをIAS第28号に基づく持分法を使用して会計処理することが要求される企業が作成する財務諸表

本修正に伴うIFRS第1号の修正により、初度適用企業の個別財務諸表において、子会社、共同支配企業または関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用する場合、過去の企業結合に関する免除規定を適用することが認められます。

発効日および経過措置

持分法への変更を選択する企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、2016年1月1日以後に開始する事業年度より、本修正を適用することになります。早期適用は認められます。

影響

本修正により、個別財務諸表の作成が要求されている企業が、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用する場合、個別財務諸表の作成に係るコンプライアンス・コストが低減すると見込まれています。

本修正が適用される前は、このような企業は、IFRSに準拠する財務報告と国内法規に準拠する財務報告の2つの個別財務諸表を作成する必要がありました。

考察

これまで個別財務諸表を作成する際に持分法を用いてこなかった企業は、過去の連結財務諸表上の数値を調整しなければならない可能性があるため、本修正を遡及適用する場合には困難が伴う可能性があります。